

平成 22 年度 歳末たすけあい募金配分金事業(年越し支援事業)実施要領

1. 趣旨 / 目的

この要領は、町内で在宅における様々な生活課題を抱える方々に対し、福祉分野を問わず多様なボランティア・NPO活動団体をはじめ、様々な業種の企業・事業所等と協働のもと、その有する技術や技能等をボランティア活動として参加促進することで「みんなでささえあうあったかい地域づくり」に資することを目的として実施される年越し支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 事業主体 / 財源

本事業の実施主体は、隠岐の島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とし、その責任のもとに事業を実施するものとする。この場合において、本会は隠岐の島町民生児童委員協議会並びに、本事業が適切に提供されると認められ、且つ本事業の趣旨に賛同した団体等（以下「実施団体」という。）と協働して実施するものとする。

実施活動名	実施機関名
住宅補修ボランティア活動	隠岐島後建築組合（隠岐の島町商工会 内）
窓拭きボランティア活動	隠岐地区労働者福祉協議会 隠岐の島町職員組合

本事業は、町民より「地域歳末たすけあい募金」としてお寄せいただいた募金の配分金の一部を活用し、実施するものとする。

3. 事業内容 等

本事業の内容等は、以下のとおりとする。

活動名	実施概要詳細	
住宅補修 ボランティア	内 容	ふすま / 障子 / ドア等の建て付け補修 その他、上記に準ずる軽微な修繕等
	留意事項	大規模修繕（長時間かかる作業）は不可とする。 「手すり」等の材料費は、受益者負担とする。 サッシ等のゆがみ修繕は不可とする。
	利用負担	無 料
	対象世帯数	概ね 60 世帯
窓拭き ボランティア	内 容	窓そうじ
	留意事項	高所や危険な場所は不可とする。 活動終了後、そばを配布する。 小雨決行とし、大雨の場合そば配布のみとする。
	利用負担	無 料
	対象世帯数	申込状況により、決定

4. 実施期間

本事業の実施期間は、平成 22 年 11 月から平成 22 年 12 月末までとする。

5. 利用対象

本事業の利用を希望し、且つ身体状況や生活状況等から、世帯員及び島内に当該支援を担う親族等がおられないと、担当地区民生児童委員が認める世帯を対象とする。

ただし、申請数が対象世帯数を著しく超過する場合、次の各号の順に、重度認定者が属する世帯から優先して選考する。（別表）

- (1) 要介護認定（要支援を除く）
- (2) 身体障害者手帳の等級（障害種別にかかわらず）
- (3) 精神保健福祉手帳の等級
- (4) 療育手帳における程度区分

6. 事業周知・利用支援

民生児童委員は、当該担当地区における日々の訪問活動等を通じて、本事業利用が必要と判断する世帯等への声掛け、並びに利用申請に関して必要な支援を行うものとする。

7. 利用申請

本事業を利用しようとする世帯（以下「申請者」という。）は、次に掲げる申請書兼同意書を、当該居住地区担当民生児童委員へ提出するものとする。

- (1) 年越し支援事業利用申請書 兼 同意書（様式第 1 号）

申請を受けた民生児童委員は、必要事項を確認し、1 項の申請書 兼 同意書を社会福祉協議会へ提出するものとする。

8. 事業の実施計画 / 利用決定

「住宅補修ボランティア活動」実施団体に対し、本会会長は利用申請内容を基に利用世帯を決定し、通知するものとする。

「住宅補修ボランティア活動」実施団体は、その実施計画を立案し、次に掲げる計画書により、概ね 10 日以内に本会会長へ提出しなければならない。

- (1) 年越し支援事業実施計画書（様式第 2 号）

「住宅補修ボランティア活動」実施団体に対し、本会会長は利用申請内容を申し送るものとする。

本会会長は、前項までの実施計画を踏まえ、次に掲げる通知書により、申請者及び当該申請者の居住地区担当民生児童委員に対し通知するものとする。

- (1) 年越し支援事業利用決定通知書（様式第 3 号） 申請者宛
- (2) 年越し支援事業利用決定通知書（様式第 4 号） 担当地区民生児童委員宛
- (3) 年越し支援事業利用券（様式第 5 号） 申請者宛

9. 利用の廃止又は変更

本会会長は、利用決定された世帯が、第 4 条に規定する事業実施期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用決定を廃止するものとする。

- (1) 介護保険施設他、その他に入所又はグループホーム、特定施設等に入居した時。

特定施設とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅をいう。

- (2) 医療機関に入院した時。
- (3) 町外に転出した時。
- (4) 震災、風水害、火災他これらに類する災害により、住宅に著しい損害を受けた時。
- (5) 空き家となった時。
- (6) その他、本会会長が、本事業の利用が適当でないと認める世帯。

10. 事業実績報告

「住宅補修ボランティア活動」実施団体は、事業完了後速やかに次に掲げる実績報告（請求）書を、本会会長へ提出するものとする。

- (1) 年越し支援事業実績報告（請求）書（様式第6号）
- (2) 年越し支援事業利用券（様式第5号）

11. 実施団体への支援等

本会会長は、本事業による実施団体の活動促進を図るため、それぞれ以下の経費を負担するものとする。

住宅補修ボランティア活動	事業実施に主要な役割を果たす材料、消耗品等の経費の内、1世帯あたり2,000円（上限120,000円）までの軽費
--------------	--

12. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（別表）

優先順位	評価項目	選考基準					
		高			優先度		
1	要介護認定（要支援を除く）による場合	5	4	3	2	1	
2	身体障害者手帳の等級による場合 （障害種別にかかわらず）	① 1	③ 2	④ 3	4	5	6
3	精神保健福祉手帳の等級による場合	1			2		3
4	療育手帳における程度区分による場合	A					B
5	年齢の高齢順による場合	優先順位1～4位のいずれにも該当しない場合、事業規模に達しない場合に限り、優先順位5～6を適用する。					
6	世帯員数の少数順による場合						

優先順位の項目順に、それぞれの項目において、重度認定者が属する世帯から選考する。世帯員が2人以上であっても、上表において最も優先順位の高い者のみの認定状況等を勘案する。

申請受付期間： ～平成22年10月29日（金）まで